

令和4年4月1日

賃貸人 各位
不動産仲介・賃貸管理者 各位

留学生アパート賃貸借契約の連帯保証制度について

佐賀大学国際交流推進センター

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今回は、本学留学生（留学予定者）との賃貸借契約のご検討を頂き、ありがとうございます。

本学の連帯保証制度は、一般の賃貸借契約のケースと異なり、留学生の円滑な住居確保、ひいては就学機会保障の目的で非常利にて実施しております。他の国立大学の方式も踏まえ、本学でも今般改めてこの目的を踏まえた運用を行うこととしました。

賃貸人様におかれては、通常利用する賃貸借契約書の条件に代え、添付「保証書」の条件で連帯保証を行う点につき、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、既に賃貸借契約を締結済の賃貸人様におかれても、同様に改めて「保証書」の条件への同意を頂けますようお願い申し上げます。

不動産仲介・賃貸管理者様におかれては、本保証条件は本学にて共通して適用するものですので、賃貸人の皆様に周知、ご説明頂けますよう、ご協力をお願いいたします。

ご不明な点がありましたら、末尾の担当部署宛にご連絡のほどお願い申し上げます。

敬具

【連帯保証の利用条件】

以下の条件をすべて満たす留学生について、アパートの連帯保証を行っています。

- 「留学」の在留資格を有する外国人
 - 佐賀大学の留学生として在籍中
 - 本学以外に連帯保証人を探すのが困難
 - 「留学生住宅総合補償保険」（「留補償」）に加入している
- ★この保険には、留学生賠償責任保険（火災、水漏れ等）、保証人補償（家賃滞納、原状回復等、上限10万円）が含まれます。

◆本学は、この「保証書」をもとに、連帯保証期間内の滞納家賃、原状回復等について留学生と連帯して責任を負います。（支払範囲は、敷金控除後の残額とします）

【重要なお願い】

- 連帯保証期間等の条件は、賃貸借契約書と別に「保証書」にて定めます。
（「賃貸借契約書」の連帯保証人債務の規定は適用しません）
「保証書」は自動更新できません。連帯保証期間終了後に継続の場合は、学籍等を確認の上、新たに「保証書」を発行します。
- 本学の連帯保証期間は、留学生の在籍時のみとなります。留学生の本学退学等の場合は通知の上、賃貸借契約の有効期間の存続中でも、本学との連帯保証契約は終了します。連帯保証期間終了後に新たに連帯保証人を要する場合、借主と賃貸人で協議頂くこととなります。
- 賃貸借契約書の連帯保証人欄へは記名・押印せず、「保証書」をもって代えます。

◆「保証書」にある「同居人」とは、本学に在籍する留学生に限定するものとします（借主の配偶者、子はこの限りではありません）

◆入学手続きが完了した留学生についても、入学前に本学が連帯保証できる場合があります。ただし、その者が入学しなかった場合、本学の連帯保証を解除します。

以上をご理解いただければ、「賃貸借契約書」、「保証書（2通）」（「貸主・借主各2か所」、「物件表示」に記入、押印願います）を留学生に渡し、本学留学生交流室まで持参するようお願いください。

国際課ではこれらの書類を審査し、「留補償」加入後、「保証書」に記名・押印の上、留学生に返却します。

（書類審査から返却まで1週間程度を要します）

「賃貸借契約書」「保証書」を留学生からお受け取りの上、賃貸人様、留学生で相互に保管ください。

【本件担当】佐賀大学学務部教務課 留学生交流室 〒840-8502 佐賀市本庄町1番地
TEL 0952-28-8389 FAX 0952-28-8819 e-mail ryugaku@mail.admin.saga-u.ac.jp

賃貸住宅入居保証書(記入例)

佐賀大学で記入します

年 月 日

●●株式会社

(甲) (貸主) 代表取締役 佐賀 太郎 殿

(乙) (借主) *Sadai Tom*

(物件表示)

所在地: 佐賀市××町×丁目×番地

建物名: ××佐賀大学前

部屋番号: 101号室

上記学生(乙)は佐賀大学(連帯保証人)に在籍する外国人留学生であり、貴殿(甲)の所有に係る上記物件を賃借するに当たり、契約書の連帯保証人の債務を規定する条文によらず連帯保証人として下記のとおり保証します。また、本保証以前に佐賀大学が連帯保証人として乙の賃貸借契約の保証に関する契約を締結している場合、甲及び乙は、本保証書締結日以降、連帯保証に関する規程は本保証書の定めによることに同意するものとします。

記

佐賀大学で記入します

(契約期間開始日～契約期間終了日)

★契約開始後の場合は、「本学での承認日～契約期間終了日」

- 連帯保証人は、次項に定める連帯保証期間内において賃貸借契約に基づき乙に生ずる次に掲げる債務について、敷金を充当してもなお残余が生じる場合に、乙と連帯して当該債務を負担するものとする。
 - 滞納家賃とその遅延損害金
 - 退去に伴う原状回復に要した経費のうち、通常損耗等を除き借主が負担すべき合理的範囲内のもの
 - 借主が残置した家財等の処分経費
- 連帯保証期間は、年 月 日～年 月 日とし、更新後の賃貸借契約には及ばない。但し、甲と連帯保証人が協議の上、新たに連帯保証契約を締結することができる。
- 上記2に関わらず、乙が佐賀大学の学籍を失った場合、連帯保証契約は学籍を失った日をもって終了するものとする。この場合、連帯保証人は速やかに甲に通知する。
- 上記2に関わらず、甲乙間の賃貸借契約において同居が認められている乙の同居人(配偶者及び子供を除く)が佐賀大学の学籍を有せず、またこれを失った場合、連帯保証人は甲へ通知の上、乙に対する連帯保証契約を解除することができる。
- 本契約期間中、甲乙の合意により本契約の内容等に変更が生じる場合は、予め連帯保証人の承諾を受けなければならないものとする。
- 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合には、速やかに連帯保証人に報告するものとする。下記事由が生じたときから2か月以内に報告がなされない場合、2か月が経過した日以後に乙に生じた債務について連帯保証人はその責任を免れるものとする。
 - 乙が賃料等の支払いを敷金相当期間以上滞納し、甲が催告を行うもその支払いをしない場合
 - 乙が甲への届け出をせずして所在不明のまま敷金相当期間以上経過したとき。
 - 乙が死亡又は破産その他の事由により本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。
 - 上記3又は4の場合において、当該賃貸借契約に係る住宅に対し留学生の責に帰するところにより損害を与え、当該損害につき留学生の資力又は敷金の充当によっては原状を回復することができない場合
- 乙は、前項各号のいずれかに該当した場合、連帯保証人に対し、本契約を解除する権限、及び物件の明渡しに関する権限を委任する。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為に対して、一切の不服を申し立てないほか、連帯保証人及び関係者に対して損害賠償その他の請求をしない。
- 乙は、佐賀大学が連帯保証人である限り、前項の委任を解約できない。
- 乙は、(財)日本国際教育支援協会の実施する「留学生住宅総合補償」に加入しなければならない。
- 甲は、上記事項を理解し、かつ、賃貸借契約書中の連帯保証人欄への署名・捺印を、この保証書をもって代えることを了承するものとする。

(甲) 貸主 ●●株式会社

代表取締役 佐賀 太郎

印

(乙) 借主 *Sadai Tom*

印

連帯保証人 国立大学法人佐賀大学

国際交流推進センター長

三島 伸雄

印

連絡先

佐賀大学学務部教務課 留学生交流室

〒840-8502 佐賀市本庄町1番地

TEL 0952-28-8389 FAX 0952-28-8819

e-mail ryugaku@mail.admin.saga-u.ac.jp